

未定稿

国際的な資源管理について

令和3年7月
水産庁

主な地域漁業管理機関（まぐろ①）

- 世界のかつお・まぐろ類は、地域又は魚種別に設立された5つの地域漁業管理機関(RFMO)によって全て管理されており、魚種ごとの資源状況等を踏まえた資源管理措置を実施。
- 我が国は、責任ある漁業国として全てのRFMOに加盟し、資源の適切な管理と持続的な利用のための活動に積極的に参画。

IOTC
CTOI

IOTC(インド洋まぐろ類委員会)

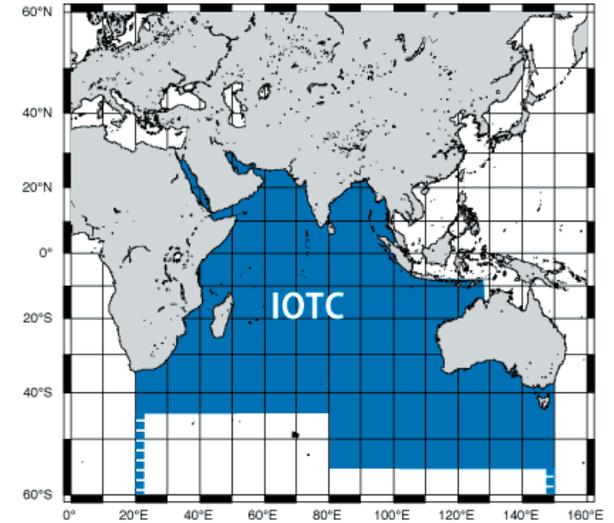
〈年次会合:毎年6月頃開催〉

(1) 主な管理措置

- ①キハダについて、各国漁獲量を、2014年水準から、まき網は15%、はえ縄は10%削減(2014年の漁獲量がそれぞれ5,000トン超の国に適用)。
- ②まき網漁業について、小型魚が多く漁獲される集魚装置(FADs)の使用数の制限。
- ③運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。

(2) 我が国の漁獲枠

なし(※現在、キハダのみ一部メンバーに漁獲上限が設定されているが、我が国は規制適用外)



CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)

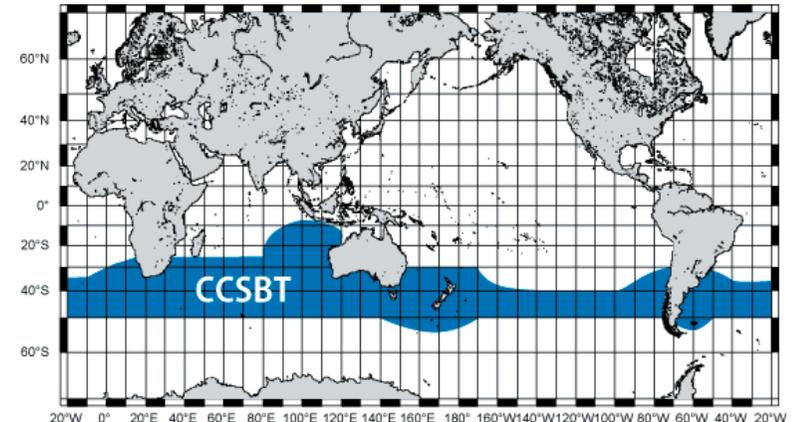
〈年次会合:毎年10月開催〉

(1) 主な管理措置

- ①MP(管理方式)によるミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。
(2018~2020年漁期:17,647t、2021年~2023年漁期:17,647t)
- ②ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

(2) 我が国の漁獲枠

・ミナミマグロ:6,245トン



主な地域漁業管理機関（まぐろ②）



IATTC (全米熱帯まぐろ類委員会)

〈年次会合：毎年6月又は7月開催〉

(1) 主な管理措置

① メバチ・キハダ

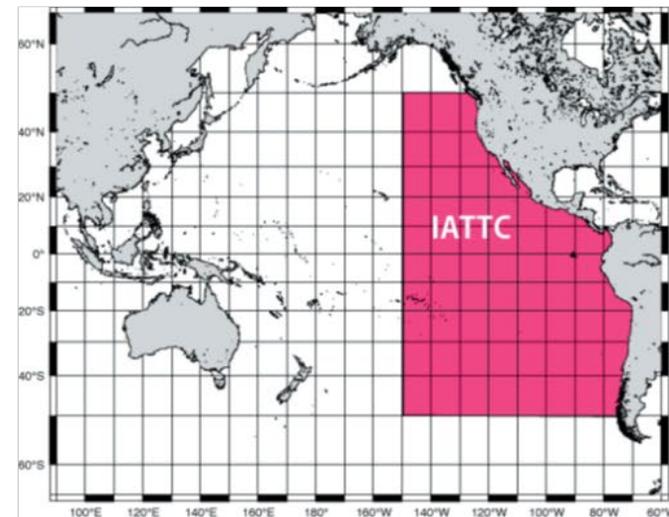
- (a) まき網漁業：72日間の禁漁及び集魚装置(FADs)の使用数を大型まき網漁船で450個に制限。
- (b) はえ縄漁業：2007年の漁獲枠から5%削減。

② 太平洋クロマグロ

- (a) 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- (b) 商業漁業については、メキシコは年間3,000トン、米国は年間300トンを超えないように管理。
- (c) 漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲比率を50%以下とするよう努力。

(2) 我が国の漁獲枠

・メバチ：32,372トン



ICCAT (大西洋まぐろ類保存国際委員会)

〈年次会合：毎年11月開催〉

(1) 主な管理措置

① 大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。

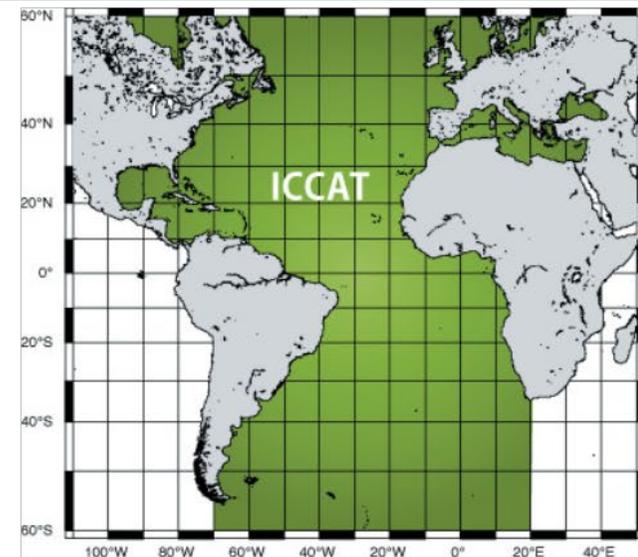
(東大西洋クロマグロ 2021年漁期:36,000t 西大西洋クロマグロ 2021年漁期:2,350t)。

- ② 30kg未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止。
- ③ 保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、蓄養の監視措置等クロマグロの管理を強化。
- ④ 運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
- ⑤ クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

(2) 我が国の漁獲枠

・東大西洋クロマグロ：2,819トン、西大西洋クロマグロ：407.48トン

・メバチ：13,980トン



主な地域漁業管理機関（まぐろ③）



WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)

〈年次会合:毎年12月開催〉

(1) 主な管理措置

① 熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)

(a) 熱帯水域のまき網漁業

- ・集魚装置(FADs)操業の禁止(3ヶ月)。
- ・公海は追加で2ヶ月FADs操業禁止。
- ・島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結。

(b) はえ縄漁業

メバチ漁獲枠の設定。

② 太平洋クロマグロ

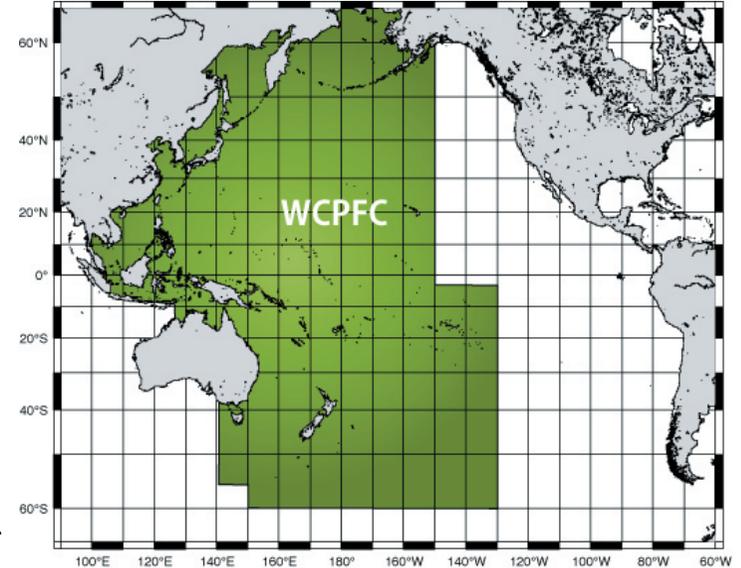
(a) 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。

(b) 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から半減。

(c) 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002～2004年平均水準から増加させない。

(2) 我が国の漁獲枠

- ・メバチ(はえ縄漁業): 18,265トン
- ・太平洋クロマグロ: 4,007トン(30kg未満の小型魚)、
4,882トン(30kg以上の大型魚)

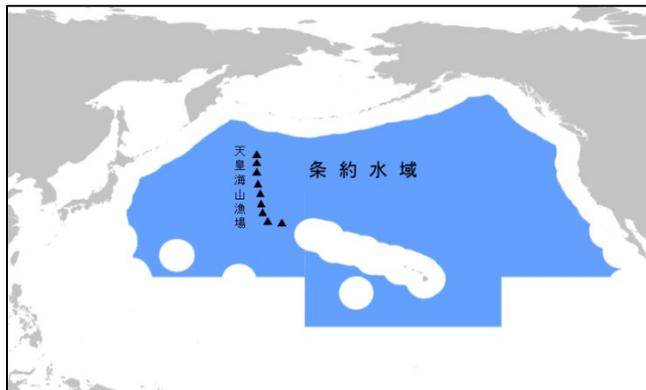


北太平洋漁業委員会 (NPFC) について

北太平洋漁業委員会(NPFC)

- 北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立(条約水域:北太平洋公海)。
- 現在8か国・地域がメンバー。昨年6月に予定されていた年次会合が延期され、本年2月にウェブで開催。

<条約水域>



<締約国・地域>

日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋 漁業国・地域
韓国	
台湾	
バヌアツ	
米国	非漁業国
カナダ	

<主な規制措置の内容(下線部は2021年に採択された措置)>

サンマ

- ① 遠洋漁業国(中国、韓国、台湾、バヌアツ)による北太平洋公海でサンマを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止。沿岸国(日本、ロシア)は急激な増加を抑制
- ② 公海で操業する漁船に、衛星漁船位置監視装置(VMS)の設置を義務付け
- ③ 2021年及び2022年のNPFC条約水域(公海)での漁獲可能量(TAC)を19万8千トンに制限(分布域全体の漁獲量が33万3,750トンを超えないことに合意)
- ④ 各国は公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から40%削減
- ⑤ TACは科学委員会の助言・勧告を基に、次々回の年次会合又はより早期に見直し
- ⑥ 小型魚保護のため、東経170度以東における6~7月の漁獲禁止を奨励 等

マサバ

- ① 可能な限り早期に資源評価を完了させ、それまでの間、遠洋漁業国による北太平洋公海でマサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止
- ② 公海で操業する漁船に、衛星による漁船位置監視装置(VMS)の設置を義務付け
- ③ 沿岸国については、国内TACの範囲内で公海での操業が可能 等

マイワシ・スルメイカ・アカイカ(アカイカを新規で追加)

- ① 資源評価が完了するまでの間、遠洋漁業国は漁船の許可隻数の増加を禁止
- ② これら魚種を目的とした公海での新規の漁業活動は、条約の関連規定(事前の資源への影響評価なしに実施されないことを確保すること等)に則り決定
- ③ 公海で操業する漁船に、衛星による漁船位置監視装置(VMS)の設置を義務付け等

捕鯨業について

- 我が国は昭和26(1951)年から国際捕鯨取締条約(ICRW)の下で捕鯨業を行い、国民に鯨肉を供給。
- しかし、昭和57(1982)年、国際捕鯨委員会(IWC)がいわゆる「商業捕鯨モラトリアム」を決定。昭和63(1988)年、我が国は大型鯨類を対象とした捕鯨業を中断。
- ICRWでは鯨類とその利用に関する根本的な立場の相違から持続的利用支持国と反捕鯨国が対立し、なんら資源管理が行えない状況を受け、令和元(2019)年、ICRWから脱退し、大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。

商業捕鯨の方針

以下の方針に基づき、令和元(2019)年から大型鯨類を対象とした商業的な捕鯨業を再開。

- 再開した捕鯨業の対象海域は、我が国の領海・EEZ。
- 十分な資源量が確認されている種を対象。(ミンククジラ等)
- 捕獲枠は、IWCで採択された方式に沿って算出される捕獲可能頭数以下に設定。
- IWC科学委員会、持続的利用支持国などとの協力を継続。

我が国の捕鯨業

母船式捕鯨業

対象鯨種:ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ

許可隻数:1船団(母船1隻、独航船3隻)

操業海域※:

基地式捕鯨業(小型捕鯨業)

対象鯨種:ミンククジラ、ツチクジラ、マゴンドウ、オキゴンドウ

許可隻数:5隻

操業海域※:

